

平成31年度税制改正速報（配偶者居住権等に係る相続税等への影響）（その8）

平成31年度税制改正において、既報（12月17日No.44）のとおり、配偶者居住権（配偶者がその居住していた建物の全部について無償で使用及び収益をする権利）が創設されます。そこで、配偶者居住権等に係る相続税等への影響について設例で解説します。

1. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託と同様の効果が期待できる

配偶者居住権等は他に譲渡又は相続することができないことから、再婚した妻へ配偶者居住権等を、先妻の子へ居住用不動産（負担付き所有権）をそれぞれ相続させると、妻の死亡により先妻の子が完全所有権としてその居住用不動産を承継することができます。たとえば、後妻との間に子のいない夫は、後妻に居住用不動産を残したいが、後妻の死亡後は、後妻の親や兄弟、又は後妻が再婚するかもしれない将来の夫に相続させるよりも、自分と先妻との間の子に承継させたいと望むケースなどでは、「後継ぎ遺贈型受益者連続信託（受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託）（信託法第91条）」を活用する方法がベストです。

信託以外の方法では、夫が遺言書によって妻へ居住用不動産を相続させる旨の遺言は有効ですが、妻が死亡した後に、夫の子に居住用不動産を相続させる旨の遺言は無効と考えられています。そこで、居住用不動産を子へ相続させる方法として、妻と子が養子縁組を行い相続する方法や、妻が遺言書を残し夫の子に遺贈する方法も考えられます。しかし、養子縁組は当事者の合意によって、又は離縁の調停や裁判によって離縁することができ、遺言書は妻が単独に新たに書き換えることも可能ですので、確実な方法とはいえません。

以上のことから、信託、養子縁組又は遺言書によらない方法として、配偶者居住権等を配偶者に相続させ、負担付き所有権は夫の子へ相続させることで、妻は夫の死亡後においても居住用不動産に住み続けることができ、夫の子は将来その居住用不動産を確実に完全所有権として承継することができます。

2. 相続税が軽減される

配偶者居住権等を配偶者が相続しても、配偶者は相続税額の軽減の規定によって納付税額が軽減されます。一方、その居住建物やその敷地を相続した子は、その居住建物やその敷地の所有権等の価額は、配偶者居住権やその敷地の利用に関する権利を控除して評価されることから、その居住建物やその敷地を相続した子の相続税の負担が軽減されます。

配偶者居住権等を配偶者が取得した場合の相続税の有利不利を設例で検証してみます。

【設例】（1）相続人 母・長男（父母と別生計で自己の持ち家に居住）・長女

（2）相続財産 ①居住用不動産8,000万円（うち、配偶者居住権等3,000万円）、②その他の財産24,000万円

（3）遺産分割 ①母：配偶者居住権等3,000万円とその他の財産13,000万円、②長男：居住用不動産（負担付所有権5,000万円）とその他の財産3,000万円、③長女：その他の財産8,000万円

（4）母固有の財産は現預金10,000万円。長男及び長女は母が父から相続した財産を含め法定相続分どおり遺産分割

（5）相続税の計算 （単位：万円）

	母が配偶者居住権を取得する場合			母が配偶者居住権を取得しない場合			第二次相続	
	父の相続（2020年8月死亡）			父の相続（2020年8月死亡）			母の相続（同年9月死亡）	
	母	母	長男	母	長男	長女	長男	長女
配偶者居住権等（※1）	3,000	—	—	—	—	—	—	—
居住用不動産（負担付き）	—	5,000	—	—	（※2）8,000	—	—	—
その他の財産	13,000	3,000	8,000	13,000	3,000	8,000	6,500	6,500
現預金	—	—	—	—	—	—	5,000	5,000
課税価格	16,000	8,000	8,000	13,000	11,000	8,000	11,500	11,500
相続税の総額	6,420			6,420			4,240	
各人の算出税額	3,210	1,605	1,605	2,608	2,207	1,605	2,120	2,120
配偶者の税額軽減	△3,210	—	—	△2,608	—	—	—	—
納付税額	0	1,605	1,605	0	2,207	1,605	2,120	2,120
合計税額	3,210			3,812			4,240	

（※1）母が取得した「配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利」について、小規模宅地等の特例の適用はないものとして計算しています。（※2）負担はないため居住用不動産の価額となります。（文責：山本和義）